

「原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務」
質問及び回答について

【質問 1】

質 問 項 目	—
〔内 容〕 避難ルートを作成する場合、避難ルート図を提供いただくことは可能でしょうか。	
〔回 答〕 本業務で必要な資料等については、県の所有するものを借用し使用することも可能です。ただし、県が貸与する資料等の複製・複写の可否、返却等については県の指示に従ってください。 (仕様書「3 業務内容(1)①②」に記載のとおり)	

【質問 2】

質 問 項 目	仕様書 3 業務内容(2)①
〔内 容〕 パンフレット規格として 16 ページとありますが、ページ数をオーバーする場合、何ページ程度まで許されますでしょうか。	
〔回 答〕 仕様書(案)であることから、一部規格変更を含めた提案は可能です。ただし、本業務は住民向けパンフレットの作成が目的であることを踏まえ、ご提案内容の実現可能性や適合性等を考慮したうえでご提案ください。 なお、委託契約の内容にあたっては、最優秀提案者と愛媛県との協議により、決定します。 (企画提案公募（プロポーザル）実施要領「11 契約(1)」のとおり)	

【質問 3】

質 問 項 目	企画提案書作成要領第 4 企画提案書の内容 1(1)
〔内 容〕 企画提案書の必須記載事項に含まれる「構成案」につきましては、「原子力災害発生時の行動」や「愛媛県の取り組み」などの各項目について、割り当て予定のページ数が分かる形で記載するとの認識でよろしいでしょうか。	
〔回 答〕 パンフレットの全体構成が分かる形となっていれば、どのような記載方法でも問題ありません。	